

福祉医療（マル福）に関するお知らせ

8月1日から福祉医療費受給者証（マル福カード）が新しくなります

7月中旬に福祉医療費受給者証（以下、マル福カード）の更新の通知が届きます。現在お持ちのマル福カードの有効期限が令和2年7月31日までとなっている方は更新手続きの対象となります。有効期限のないマル福カード、令和3年7月31日となっているカードをお持ちの方の手続きは必要ありません。

今お持ちのマル福カードは、8月1日以降にご自分で破棄するか、町民課⑤窓口へご返却ください。

【更新の手続きは町民課⑤窓口へ】

- ※必要なもの・・・通知に同封された申請書（必要事項を記入、捺印ください）
受給者の健康保険被保険者証（子供の場合は子供の被保険者証）
身体障害者手帳、療育手帳等をお持ちの場合は手帳も必要

【こんなときは、届出が必要です】

1. 住所・氏名等が変更になった場合（マル福カードの内容を更新します）
2. 保険証が変更になった場合（お子さんの分の届出もお忘れなく）

～マル福の使用方法

秋田県内の医療機関で、マル福カードを保険証と同時に窓口で提示すると、医療費を負担することなく診察や薬の処方等を受けることができます。

ただし、次のような場合は医療費を支払わなくてはなりません。

1. 保険証を忘れたときや保険証の切替えで手元に保険証がないとき

- ※後日、加入している健康保険（国保・社保・後期等）へ支払った医療費分の給付を申請し、その後、町へ領収書を添えて申請することで支払った医療費と同額が支給されます。

2. 秋田県外の病院にかかるとき

- ※町へ領収書を添えて申請することで支払った医療費と同額が支給されます。

3. 補装具（治療用装具）を購入するとき

- ※一度、費用の全額を自己負担することになります。後日、領収書と診断書を添えて加入している健康保険（国保・社保・後期等）と町に申請することで購入費用が支給されます。

4. 学校管理下（保育園・幼稚園・小学校・中学校・高校等）でケガ・病気をしたとき

- ※学校管理下でのケガ、病気は日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となるため、マル福カードは使えません。そのため、窓口では医療費（2割または3割）を支払うこととなります。後日、学校等を通して災害共済給付の申請をすることで、医療費の4割分が支給されます。

マル福カードを使用した場合は、マル福分の医療費を町へ返還していただきます。

【お問い合わせ先】 町民課 健康推進係 ☎79-2113